

港区共同住宅 バリアフリー化支援事業



目的

この事業は、高齢者の方が多く居住する共同住宅の共用部分のバリアフリー化に要する費用の一部を助成することにより、高齢者の転倒を予防し、介護の負担を軽減するとともに、日常生活の利便性の向上を図り、高齢者の自立と社会参加を促進することを目的としています。

助成対象となる共同住宅

下記の要件をすべて満たす共同住宅に対し、バリアフリー化のための改修工事を行った場合に工事費用の一部を助成します。

- (1) 区内に存する共同住宅で、分譲住宅又は今後も優先的に高齢者を居住させる賃貸住宅
- (2) 65歳以上の高齢者を含む世帯が居住世帯全体の25%を超える共同住宅
- (3) 延べ床面積のおおむね2分の1を超える部分が居住の用途に供されている
- (4) 公的賃貸住宅以外のもの

※(2)でいう65歳以上の高齢者を含む世帯とは、住民登録されている65歳以上の高齢者がいる世帯です。

(2)の要件については、申請前に高齢者支援課にご相談ください。

対象工事・助成限度額

	助成対象工事	助成対象限度額	助成限度額
①	出入口、廊下等の段差解消	70万円	対象工事に係る経費と助成対象限度額を比較して、 <u>いずれか少ない額の2分の1</u>
②	出入口、階段、廊下等の手すりの設置	70万円	
③	床のノンスリップ化	70万円	
④	段差解消機の新設	800万円	
⑤	エレベーターの新設	2,000万円	
⑥	既存エレベーターのバリアフリー化改修	300万円	

★①～⑥の工事を組み合わせて申請することもできます。

ただし、助成を受けた工事については、受給後5年間は同一工事で申請できません。

★工事着工後の申請については、助成対象外となります。

★助成金は、予算の範囲内で交付するものとします。

注意事項

- (1) 住宅改修等コーディネーター(※)の審査の結果、工事内容の安全性や効果が確認できない場合、対象にならない場合がありますので、ご注意ください。

※住宅改修等コーディネーターは、一級建築士や福祉住環境コーディネーター等の資格を持ち、バリアフリー化工事を行う際、現場調査を行い、高齢者の転倒予防等に適したバリアフリー化となるようアドバイスするとともに、改修内容や見積価格、施工が適正であるか審査します。

- (2) 審査の結果、工事の内容や金額に変更が生じる場合があります。
- (3) 工事内容や見積価格は「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」等、関係法令で定められている基準を参考に審査しています。したがって、見積価格の内の工事単価については、妥当性を示すことのできる金額設定としてください。

申請対象者

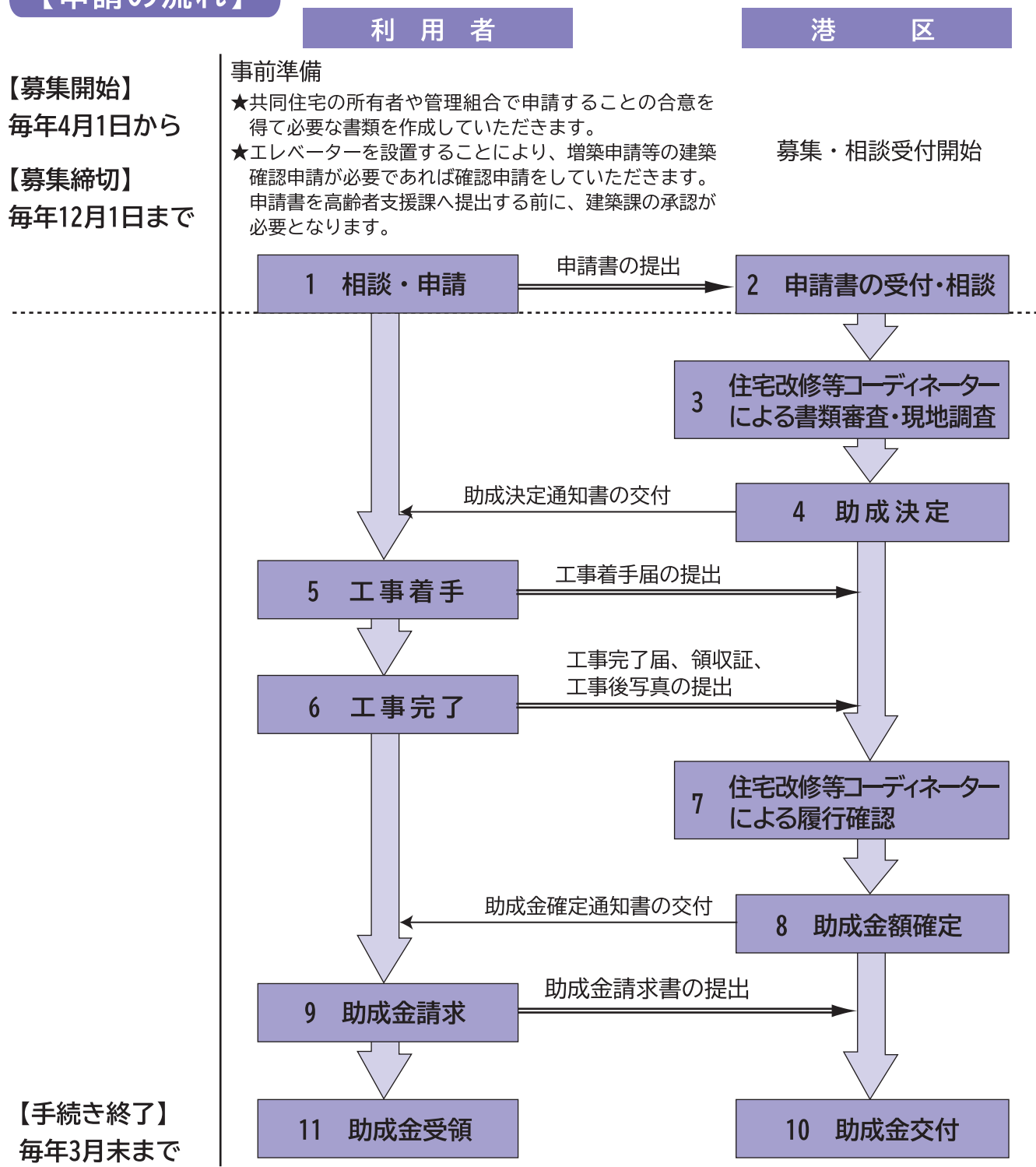
- (1) 分譲の共同住宅の管理組合(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第3条の規定に基づく管理組合)の代表者
- (2) 賃貸の共同住宅を所有する個人又は法人(複数の所有者がある場合は全所有者)

募集期間

毎年4月1日から12月1日まで

※募集開始日と締切日が土曜、日曜、祝日に当たる場合には、次の平日を募集開始日、締切日とします。

【申請の流れ】



【事前相談窓口】

港区役所 高齢者支援課 在宅支援係

(所在地・電話番号はこのパンフレット裏面に掲載されています。)

【提出書類】

申請時

- ・ 共同住宅バリアフリー化支援申請書
- ・ 資金計画書
- ・ 助成対象工事の工程がわかる工事計画書
- ・ 建物の概要図及び改修予定箇所の詳細図・展開図（最大 A3 版）
- ・ 改修予定箇所に係る施工前の日付入り現場写真
- ・ 工事費用の内訳を記載した見積書

いずれも2部
ご提出下さい

申請者が管理組合の代表者の場合

- ・ 港区共同住宅バリアフリー化支援事業の申請を決議した際の管理組合の集会の議事録の写し（理事（役員）会で決議した場合はその議事録の写し）

申請者が賃貸住宅等を所有する個人又は法人の場合

- ・ 対象共同住宅の建物登記簿謄本（法人の場合は、商業登記簿謄本も必要）

エレベーター設置など建築確認申請が必要なものの場合

- ・ 建築基準法に基づく確認済証の写し

工事着手時

- ・ 共同住宅バリアフリー化支援工事着手届

工事完了時

- ・ 共同住宅バリアフリー化支援工事完了届
- ・ 工事代金の内訳を記載した工事代金領収書の写し
- ・ 工事予定箇所に係る施工後の日付入り現場写真

各届出書は手続きに従って
区からお渡しします

助成金請求時

- ・ 共同住宅バリアフリー化支援助成金請求書

※ 内容に変更が生じる場合は、変更箇所がわかる書類を添えて変更申請書の提出が必要になります。

※ その他、必要に応じて書類を提出していただくことがあります。

※ 見積金額については、書類審査、現地調査で変更になる可能性があります。助成決定後に、助成対象工事の内容の変更及び金額の変更はできません。

（あて先）港区長

申請者氏名（管理組合名）
 （代表者氏名）
 申請者住所（管理組合所在地）

印

共同住宅バリアフリー化支援申請書

下記のとおり、共同住宅バリアフリー化支援事業の適用を申請します。
 なお、住民基本台帳により、居住者の居住状況の確認を受けることに同意します。

記

申請対象 共同住宅	名 称	
	所在地	
建築年月	年 月頃竣工	
構 造 ※1	1 木造	2 鉄骨造
	4 鉄骨鉄筋コンクリート造	3 鉄筋コンクリート造
		5 複合構造
規 模	地上 階	地下 階
	延床面積	建築面積
	m ² （うち、居住の用途に供されている面積 m ² ）	
助成対象工事 ※1	1 出入口・廊下等の段差解消 2 出入口・階段・廊下等の手すりの設置 3 床のノンスリップ化 4 段差解消機の新設 5 エレベーターの新設 6 既存エレベーターのバリアフリー化改修	
申請金額 ※2	円	

※1 該当するものに○をつけてください。

※2 工事費用のうち、申請したい助成対象金額を記入してください。

（助成金額は、申請したバリアフリー化改修工事の額又は助成対象限度額のいずれか少ない額の2分の1となります。）

資金計画書

総工事費	(A)	円
助成対象工事費 ※1	(B)	円
共同住宅バリアフリー化支援助成金予定額 (B) × 1 / 2	(C)	円
(千円未満の端数は切捨て)		

共同 住宅名	
所在地	

区分	項目	金額 (円)		備考
		総工事費 (内訳)	助成対象外 工事費	
収	共同住宅バリアフリー化支援助成金予定額 (C)			
	自己資金			
	金融機関からの融資			
	他の助成制度による助成金			
	計	(A)		
支	対象工事	総工事費 (内訳)	助成対象外 工事費	助成対象 限度額 (円)
	出入口・廊下等の段差解消			700,000
	出入口・階段・廊下等の手すりの設置			700,000
	床のノンスリップ化			700,000
	段差解消機の新設			8,000,000
	エレベーターの新設			20,000,000
	既設エレベーターのバリアフリー化改修			3,000,000
	その他工事			
	計	(A)	(B)	(A) - (B)

※1 「共同住宅バリアフリー化支援申請書」の「申請金額」欄には (B) 欄の額を記入してください。

※2 助成対象工事費 (助成申請額) は、それぞれの対象工事ごとに助成対象限度額までとします。

共同住宅バリアフリー化支援申請書類チェック票

申請には下記の書類が必要です。
申請の際、提出ものないよう、下記を参考にご用意ください。

チェック	提出書類（２部ずつ）	備考欄
	共同住宅バリアフリー化支援申請書	用紙はパンフレットに添付してあります(コピーしての使用も可)。 着工から竣工までのスケジュールがわかるもの。 付近見取図(案内図) 配置図、各階平面図・立面図、断面図。
	資金計画書	
	助成対象工事の工程がわかる工事計画書	
	建物の概要図(改修予定箇所のわかるもの)	
	改修予定箇所の詳細図・展開図	
	改修予定箇所の施工前の日付入り現場写真	
	工事費用の内訳を記載した見積書	
	管理組合の集会の議事録(写)*1	
	理事(役員)会の議事録(写)*2	
	建物登記簿謄本	
	商業登記簿謄本	この事業の申請を決議した内容が記載されているもの。
	建築確認済証(写)	
		分譲住宅の場合
		賃貸住宅の場合
		賃貸住宅で所有者が法人の場合
		建築確認申請が必要なものの場合

*1、*2はどちらかの一方を提出してください。

事前相談窓口

港区役所 保健福祉支援部高齢者支援課在宅支援係

〒105-8511 港区芝公園 1-5-25

電話 3578-2400～2406

FAX 3578-2419

申請窓口

芝地区総合支所 区民課保健福祉係

〒105-8511 港区芝公園 1-5-25

電話 3578-3161

FAX 3578-3183

麻布地区総合支所 区民課保健福祉係

〒106-8515 港区六本木 5-16-45

電話 5114-8822

FAX 3583-0892

赤坂地区総合支所 区民課保健福祉係

〒107-8516 港区赤坂 4-18-13

電話 5413-7276

FAX 3402-8192

高輪地区総合支所 区民課保健福祉係

〒108-8581 港区高輪 1-16-25

電話 5421-7085

FAX 5421-7613

芝浦港南地区総合支所 区民課保健福祉係

〒105-8516 港区芝浦 1-16-1

電話 6400-0022

FAX 5445-4590

刊行物発行番号
2021191-3721